

**多面的機能支払交付金事業における長寿命化交付金交付額の算定について(農林水産大臣宛て)**

過大に交付されていた長寿命化交付金の交付額に対する国庫交付金相当額(支出) 2677万円

1 事業の概要

(1) 多面的機能支払交付金事業の概要

農林水産省は、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」等に基づき、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援するために、多面的機能支払交付金事業(交付金事業)を平成26年度から国庫補助事業により実施している。

多面的機能支払交付金(交付金)は、上記の共同活動に取り組む農業者等から構成される組織(対象組織)に対して、交付金事業に要する費用の一部を補助するものである。

多面的機能支払交付金実施要綱(要綱)等によれば、交付金事業は、農業用排水路等の地域資源の長寿命化を図るための補修等の活動(資源向上活動(長寿命化))等とされている。

また、対象組織は、交付金事業の実施に当たって、資源向上活動(長寿命化)等に係る事業実施期間等を定めた事業計画書を市町村長に提出し、事業計画の認定を受けることとされている。そして、認定された内容について変更が生じた場合は、改めて変更に係る認定(変更認定)を受けることとされている。

(2) 長寿命化交付金に係る制度の概要

資源向上活動(長寿命化)に対して交付される交付金(長寿命化交付金)の交付上限額(交付上限額)は、対象組織が事業計画書に位置付けた農用地(対象農用地)の面積に対象農用地面積10a当たりの交付単価を乗じて得た金額(面積算定額)となっている。そして、交付単価は、田、畑等の地目等に応じて定められている(これを「所定の単価」)。

ただし、28年度に要綱等が改正され、対象農用地面積を200ha以上有するなどの要件に該当せず、かつ、施設の長寿命化のための補修等の活動を構成員が実施(直営施工)しない対象組織に対して交付される長寿命化交付金の交付上限額は、面積算定額の算定に当たって用いる交付単価が所定の単価ではなく、所定の単価に5/6を乗じて得た単価(減額単価)とされた。また、交付上限額は、上記に加えて所定の単価又は減額単価により算定した面積算定額と、対象組織が保全管理を行う区域内の農業集落数に200万円を乗じて得た金額(集落数算定額)とのいずれか低い金額とされた(上記の算定方法による交付上限額を「改正後の交付上限額」)。

上記の改正の際、要綱の附則において、27年度までに事業計画の認定を受けた対象組織にあっては、当該事業計画に定める活動期間内の交付金の算定は事業計画認定時の算定方法及び交付単価によることとされ、改正後の交付上限額の適用を受けないこととされたため、改正後の交付上限額は、28年度以降に事業計画の認定を受けたものから適用されることとなる。そして、事業計画の認定は、対象組織が交付金事業を実施しようとするときに受ける事業計画の認定と変更認定があるが、要綱の附則においては特に両者を区分しない記載となっている(改正後の交付上限額の適用を受ける対象組織を「適用対象組織」)。

2 本院の検査結果

28年度から30年度までの間に長寿命化交付金の交付を受けた25道府県に所在する対象組織のうち、対象農用地面積を200ha以上有するなどの要件に該当せず、28年度以降に事業計画の認定を受けた計3,896対象組織(28年度から30年度までの長寿命化交付金交付額計109億6847万円、国庫交付金計54億7979万円)を対象として検査したところ、11府県(24市町村)に所在する51対象組織は、長寿命化交付金交付額を、所定の単価により算定した面積算定額に基づいて計2億1390万円(国庫交付金計1億0695万円)と算定していた。しかし、28年度以降に変更認定を受けていることなどから適用対象組織に該当するため、正しくは改正後の交付上限額に基づいて集落数算定額を考慮するなどして、長寿命

化交付金交付額を算定する必要があった。

そこで、集落数算定額を算定するとともに直営施工の実施の有無を確認するなどして交付上限額を算定したところ、11府県(19市町村)に所在する36対象組織の集落数算定額は面積算定額を下回り、交付上限額は集落数算定額となるため、長寿命化交付金が計4918万円(国庫交付金相当額計2459万円)過大に交付されていた。また、2県(6市町)に所在する15対象組織は直営施工を実施していなかったことから、面積算定額は減額単価により算定することとなる。そして、減額単価による面積算定額が集落数算定額を下回り、交付上限額は面積算定額となるため、長寿命化交付金が計436万円(国庫交付金相当額計218万円)過大に交付されていた。

このように、長寿命化交付金が合計5355万円(国庫交付金相当額計2677万円)過大に交付されていた。そして、事業計画の認定の時期等をみると、1対象組織を除いて28年度以降に変更認定を受けていたものであった。

表 長寿命化交付金が過大に交付されていたもの(平成28年度～30年度)

府県名	市町村数	対象組織数	過大となる長寿命化交付金交付額	左のうち国庫交付金相当額
集落数算定額が交付上限額となるのに、これによる長寿命化交付金交付額の算定をしていないもの(36対象組織)				
			円	円
新潟県	2	2	122万	61万
富山県	1	2	252万	126万
石川県	1	1	6万	3万
山梨県	1	1	62万	31万
岐阜県	2	3	127万	63万
滋賀県	6	13	3573万	1786万
京都府	2	8	411万	205万
兵庫県	1	1	22万	11万
和歌山県	1	1	29万	14万
福岡県	1	1	44万	22万
鹿児島県	1	3	264万	132万
小計	19	36	4918万	2459万
直営施工を行っていないのに減額単価により長寿命化交付金交付額の算定をしていないもの(15対象組織)				
			円	円
富山県	3	4	132万	66万
和歌山県	3	11	304万	152万
小計	6	15	436万	218万
計	24	51	5355万	2677万

(注) 市町村数は、重複があるため、各市町村数欄を合計しても計欄と一致しない。

これらの理由を市町村等に確認したところ、要綱の附則において改正後の交付上限額が適用されないこととされた、27年度までに事業計画の認定を受けた対象組織には、その後に変更認定を受けた場合も含まれると考え、28年度以降に、新たに事業計画の認定を受けて交付金事業を実施する対象組織のみが改正後の交付上限額を適用されると誤って解釈したことなどによるものであった。

### 3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

同省において、長寿命化交付金が過大に交付されていた適用対象組織に対して、交付金事業の継続的な実施に留意しつつ、府県を通じて過大に交付された国庫交付金の返還等を求める措置を講ずるよう是正の処置を要求するとともに、長寿命化交付金交付額の算定が適切に行われるように、都道府県、市町村及び対象組織に対して、改正後の交付上限額の適用対象に28年度以降に変更認定を受けた場合等も含まれることを明示するなどして、28年度の要綱等の改正内容の趣旨を周知徹底した上で、市町村に対して、長寿命化交付金交付額の算定に係る審査を的確に行うことを都道府県を通じて指導するよう是正改善の処置を求める。